

都市景観整備のための基準

(備前堀沿道地区都市景観基準)

項目	地区景観基準
壁面	街並みの連続性を考慮しできる限り隣接建築物の壁面にそろえる。 駐車場や庭等を確保する場合、また逆に建築物用途上前面に空地を設けることが困難な場合は、道路に面して植栽等を設けることにより連続性を保つよう努める。
屋根	勾配屋根を基調とし、平屋根は避けるよう努める。 平屋根の場合は、ひさしを設けるなどの工夫をし、街並みの連続性を保つよう努める。 屋根は、瓦ぶきか、金属板ぶきを基調とする。
意匠	伝統的な意匠・素材・色彩を取り入れるよう努める。 外壁や屋根の色彩は、高明度や高彩度を避け、落ち着いた印象の色彩とし、周辺の街並みと調和が図れるような色彩とするよう努める。 基準とする色相(色味) ー茶系を中心とするYR, Y, GY 基準とする明度(明るさ) ー3以上8以下(無彩色(N)は除く), 基準とする彩度(あざやかさ) ー6以下, 基準とする色相以外の場合4以下
高さ	概ね3階以下とする。
敷地	宅地にゆとりをもたせるため、土地の細分化はできる限り避ける。 大規模な土地の造成など土地の形質変更の場合は、本協議会役員会と協議を行うこととする。
外構	備前堀に面して門・塀等を設置する場合は、建物本体と調和した色彩・材質・形態とし、周囲の景観と調和したものとする。 備前堀に面する部分は、植栽等を施し、うるおいある空間を創出するよう努める。
工作物	建築物等の基準に準じる。
設備	建築付帯設備は原則として道路・備前堀から見た景観を妨げないように配慮する
自動販売機	独立した設置は行わないよう努める。 建物の中に組み込んだ構造とし、販売機本体が突出しないよう努める。 やむを得ずそのまま設置する場合は、目隠しなどの工夫をし周辺の環境と調和させる。
広告物	自己利用以外の広告物は、設置しないよう努める。 点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。 窓面を利用した広告や、貼り紙、立て看板などの広告は行わないよう努める。 袖看板の突き出し幅は道路境界を越えないようにし、本体の建築物の高さを超えないものとする。 周辺の環境との調和に配慮する。
日除け	突き出し幅は、道路境界を越えないようにする。 色彩は、周辺に調和するよう工夫をする。